

2020年1月20日

株式会社オフィスサポート  
福島 啓修 様

東芝機械株式会社  
取締役社長 三上 高弘

## ご面談のご要望について

貴社の当社に対する2020年1月18日付メール（以下「本メール」といいます。）にていただいた面談のご要望について、以下のとおり回答させていただきます。

まず、当社としては、一般の機関投資家を始めとする株主様との対話については、それが当社の中長期的な企業価値の向上を目的とする建設的なものである限り、株主平等原則に反しない範囲内で真摯に応じることを基本方針としております。従来、貴社との間でも当該基本方針に従って真摯に対応させていただいてきたことは、貴社もご承知のとおりと考えております。

しかしながら、2020年1月以降、貴社は、当社に対して、秘密保持契約を締結した上で、当社が貴社に対して機密情報を開示することも含めて、当社の中期経営計画の見直しに貴社を関与させることを執拗に要求されました。当社としては、そのような取扱いは、2017年の金融商品取引法改正において導入された上場会社による公平な情報開示規制（フェア・ディスクロージャー・ルール）の趣旨に反するものであり、他の機関投資家や株主様に開示していない機密情報を貴社のみを開示することは株主平等原則に違反するおそれもあるとの考慮の下、そのような要求には応じられない旨、また、他の機関投資家を始めとする株主様との対話と同様に、当社の中長期的な企業価値の向上を目的とする建設的なものであれば、貴社のご意見も誠実に承って参りたく、当社の中期経営計画については、2020年2月に公表予定の当社による見直し内容をご覧いただいた上で、その後、必要に応じて協議を実施させていただきたい旨をご回答申し上げていたところです。

そのような経緯の中において、2019年11月13日に株式会社東芝（以下「東芝」といいます。）がその子会社（以下、東芝と総称して「東芝等」といいます。）による株式会社ニューフレアテクノロジー（以下「NFT」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「NFT株式公開買付け」といいます。）を公表すると、貴社は、当社に対して、東芝等をして、NFT株式公開買付けを①NFTによる当社の保有するNFT株式の取得を目的とした自己株式の公開買付けと②東芝等による他社株式としてのNFT株式の公開買付けを組み合わせたスキーム（以下「自社株TOB+他社株TOBスキーム」といいます。）に変更させ、当社が①NFTによる自己株式の公開買付けに応募することで、その売却金額の一部がみなし配当として取り扱われ、受取配当の益金不算入制度の適用を受けることにより、税引後の手取額ペー

すで、NFT の他の一般株主よりも当社が有利な地位を確保するよう東芝等と交渉すべく、執拗に要求されました。しかしながら、(i)当社は NFT の一株主に過ぎず、自社株 TOB+他社株 TOB スキームへの変更については、基本的に NFT ないしその特別委員会が、NFT の一般株主を代表して東芝等との間で交渉すべき立場にあり、当社が積極的に判断すべき事項ではないこと、(ii)自社株 TOB+他社株 TOB スキームは、当社が、NFT の他の一般株主よりも、税引後の手取額ベースで結果的に有利な取扱いを受けることになる点で、公開買付規制における公開買付価格の均一性の観点から法的疑義がないわけではないこと、(iii)他社事例においても、自社株買い等のスキームの採用により、一部の株主が税務メリットを享受する場合でも、そのメリットは他の一般株主にも公平に還元される手法が選択されることが通常であることなどから、少なくとも当社が積極的に東芝等や NFT に対して自社株 TOB+他社株 TOB スキームへの変更を要請することは法令遵守の観点や当社のレピュテーションの観点からも適切ではないとの判断の下、貴社の要求には応じないこととし、東芝等には、2019 年 12 月 13 日に公表された HOYA 株式会社による NFT 株式に対する公開買付けの条件を踏まえ、NFT 株式公開買付けにおける公開買付価格の引き上げを継続して要請しておりました。

然るに、東芝等が公開買付価格の引き上げに応じず、HOYA 株式会社による NFT 株式に対する公開買付けにも応じない方針を明確に示した後、貴社は、2020 年 1 月 10 日に、突如、当社に対して、自社株 TOB+他社株 TOB スキームへの変更が実現されないのであれば、当社は NFT 株式公開買付けに応募すべきとする意向の伝達に合わせて、当社株式に対する公開買付け（以下、貴社から予告された、貴社又はその子会社による当社株式に対する公開買付けを「本公開買付け」といいます。）の実施可能性を書面で示されました。

しかしながら、本公開買付けに関しては、同月 13 日及び 16 日付の当社宛のメール連絡を含めても、公表及び開始時期、公開買付価格の目安並びに実施者が貴社の子会社を予定していることを一方的に示されたのみであり、それ以外には、本公開買付けの目的、買付けを予定する株式数、公開買付価格の根拠等を含め、本公開買付けに関する何らの説明もなく、当社としては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる事態が生じないよう、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するための手段を講じる他ない状況に至ったことから、同月 17 日に「株式会社オフィスサポートからの当社株式を対象とする公開買付けの予告を受けた当社の対応方針に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、同日、本公開買付けや、本公開買付けの予告がなされている状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

本対応方針は、貴社又はその子会社による本公開買付けを含む大規模買付行為等について、株主の皆様にご判断を下していただくための情報と時間を確保するためのもの

です。本公開買付けの意向を受けて本対応方針を導入するに至った現段階においては、かかる本対応方針の趣旨に則り、当社としては、貴社が本公開買付けの実施判断に至った理由・経緯や貴社がお考えになる当社の今後の在り方等については、当社の株主の皆様全体にご説明いただくべきものと考えており、貴社と当社との間で意見交換も、公開の書簡を通して行うなど、原則としてその内容を公開していくことで透明性を確保することが適切と考えております。

したがって、当社としては、本メールにおいていただいた個別のご面談のご要望はお受けできかねますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

以 上